



兵庫県文化財災害対応マニュアル

令和3年3月
兵庫県教育委員会

目次

1	はじめに	1
1-1	目的	1
1-2	対象とする文化財	1
1-3	文化財の種別	1
1-4	役割分担	2
2	被災時の対応	3
2-1	被災時の対応	3
2-2	連絡体制	3
2-3	県及び市町間の相互応援	4
3	各種災害への対応	5
3-1	火災	5
3-2	地震	6
3-3	風水害	7
3-4	盗難・盗掘	8
4	被災後の文化財の取扱い	9
4-1	被災状況の報告	9
4-2	被災文化財の保護・修復	10
1	破損状況確認	10
2	関係行政機関との協議	10
3	復旧計画作成	10
4	事業化・実施	10
4-3	法令上の手続き	11
1	滅失・き損等の届	11
2	修理届・復旧届	11
3	その他の法令手続き	11
5	様式集	17
6	参考資料（URL）	29
1	文化庁 様式・手引き等	29
2	県内各地の防災施設	30
3	調査・復旧に関する援助機関	31
4	その他	32
	連絡先リスト	33

1 はじめに

1-1 目的

ほぼ毎年のように発生する豪雨災害や、近い将来発生が懸念される「南海トラフ地震」等の災害に対し、行政、住民ともに日頃からの備えは行われている。しかし、いかに備えを行っていても災害が発生し、何らかの被害が出る可能性は極めて高い。各自治体では、様々な災害の発災に際して、それぞれの行動マニュアル、指針を定めている。これらは各自治体全体での行動指針を示したものであり、とりわけ文化財行政に特化したマニュアルは全国的にも少ない。

そこで、本マニュアルは、被害が出た際に速やかに文化財の保護措置が図られるよう、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」（平成 30 年策定、以下ガイドラインという）に基づき県・市町の文化財行政担当者が取るべき行動規範を明らかにするものである。

（表 1）災害対策基本法で定める防災基本計画等の関係（イメージ）

	総合	個別	大規模（特別措置法）
国	防災基本計画 【中央防災会議】	指定公共機関防災業務計画 （文化庁防災業務計画） 【文化財等救援委員会など】	大規模災害・減災対策 大綱
都道府県	都道府県地域防災計画 【都道府県防災会議】	文化財災害対応マニュアル 災害時等職員行動マニュアル	
市町村	市町村地域防災計画	同上	
広域行政	近畿圏危機発生時の相互応援に 関する基本協定 【2府7県及び関西広域連合】	近畿圏危機発生時の相互応援に 関する基本協定に基づく文化財の被災調 査に関する要領	

1-2 対象とする文化財

本マニュアルで対象とする文化財は、指定・登録・未指定を含む全文化財を対象とする。ただし、行政上の手続きが必要なものについては、指定・登録の文化財に限る。

1-3 文化財の種別

文化財を大きく分類すると、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財、民俗文化財（有形・無形）、記念物（史跡・名勝・天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群保存地区、文化財の保存技術に分けられ、このほか、地中に存在する埋蔵文化財がある。そして、災害による被害は、建造物と美術工芸品とで違うように、文化財の種別によって受ける内容、取るべき対応が異なる。地震で被害を受けやすいもの、火災で被害を受けやすいもの、水害で被害を受けやすいものといった具合に、それぞれの文化財の特性によって被害による影響には違いがある。このため、この特性をしっかり理解、把握して防災対策や被災後の対応をすることが大切である。

1-4 役割分担

災害により文化財に被害が生じた際、まずは文化財の被害拡大防止、状況把握・報告、情報共有を速やかに行うことが必要で、その後、これらを踏まえて適切な現状復旧を行う必要がある。これらのことを、文化財所有者をはじめ、文化財保護に関係する市町、県、文化庁の行政機関で連携して災害発生直後の状況の中であたらなければならない。混乱した状況においても、連携をスムーズにとれるよう、日常よりそれぞれの役割を把握しておくことが大切である。(表2)

(表2) 防災・災害対応に関する役割分担

	防災対策	発災時の対応	発災後の対応
文化財所有者	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な防災対策 ○市町文化財担当者との連絡体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○所有する文化財の被害状況の確認 ○所有する文化財の被害状況を市町文化財主管課へ報告（県所有のものは、県教委文化財課へ報告） ○必要に応じて文化財の応急的な保護措置を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災文化財の救出、修理、復旧を計画、実施
市町文化財主管課	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的見地から文化財所有者へ防災対策の助言 ○文化財防災に関する啓発 ○防災対策事業に対する補助 ○市の関係団体と文化財防災にかかる情報共有・協力体制の整備 ○近隣市町との連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県指定等文化財の被害状況を確認し、県教委文化財課へ報告 ○市町指定等文化財の被害状況の取りまとめ ○必要に応じて文化財の応急的な保護措置を実施 ○文化財の応急的な保護措置等について文化財所有者へ助言及び技術的指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財所有者に対する文化財の救出、修理、復旧にかかる技術的支援及び人的支援 ○被災地における文化財保護の周知
県教育委員会（文化財課）	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的見地から市町文化財担当主管課及び文化財所有者へ防災対策の助言 ○文化財防災に関する啓発 ○防災対策事業に対する補助 ○県内関連団体と文化財防災にかかる情報共有 ○近隣府県との連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○国指定等文化財の被害状況について市町文化財主管課からの報告を取りまとめ、文化庁へ報告 ○県指定文化財の被害状況の取りまとめ ○文化財の応急的な保護措置等について市町文化財主管課及び文化財所有者へ助言及び技術的指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町文化財主管課に対する文化財の救出、修理、復旧にかかる技術的支援及び人的支援 ○文化財の救出、修理、復旧に対する補助
文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的見地から県教委文化財課へ防災対策の助言 ○技術的指導 ○防災対策事業に対する補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○国指定等文化財の被害状況の取りまとめ ○文化財の応急的な保護措置等について包括的な助言及び技術的指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害に際しての文化財の救出、修理、復旧にかかる技術的支援及び人的支援 ○文化財の救出、修理、復旧に対する補助

2 被災時の対応

2-1 被災時の対応

災害が発生した際、まずは文化財への被害など、具体的な影響の状況把握が必要である。

県教育委員会文化財課（以下、県教委文化財課という）は被害の状況を市町文化財主管課からの情報を基にとりまとめ、国指定等については文化庁へ報告を行い、県指定等については復旧を含めた保護措置を図るための準備に取りかかる。

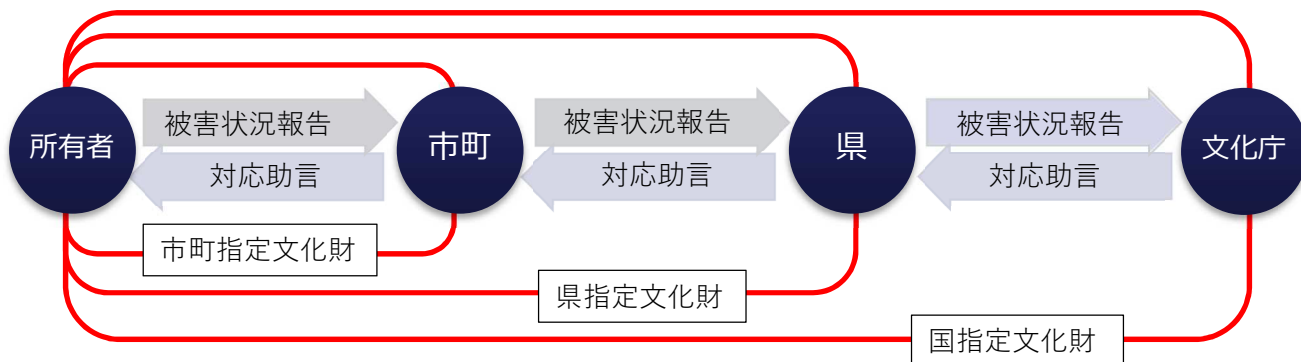
市町文化財主管課は、各自治体が定めた災害対策マニュアルに基づき行動することを基本とするが、文化財の被害状況の把握も可能な限り早期に着手し、文化財所有者からの被害状況報告も取りまとめて、速やかに県教委文化財課へ連絡を行うよう努める。自治体策定の行動マニュアルでは、住民の生命、財産の保護を最優先とした人員配置が想定され、文化財担当職員も他の職員とともに緊急の配置がなされる場合があるが、緊急的な状況が一段落した段階では、速やかに文化財の被災状況確認、復旧に向けた業務に復帰できるよう、災害担当部署等と事前に協議を行っておくことが大切である。なお、災害担当部署等とは、普段からの連絡・相談などを通じて、相互協力体制を構築しておくことが望ましい。

写真等、詳しい状況が分かるものがない場合でも、まずは一報する。その後、引き続き詳しい情報を収集し、詳細が分かり次第、再度報告を行う。

被災直後の人員不足により、市町文化財主管課からの要請があった場合、もしくは被災の状況により早急な現地確認が必要と判断した場合、県教委文化財課は状況確認のために県担当職員を現地に派遣する。また外部の機関（p31「3 調査・復旧に関する援助機関」参照）への支援要請も検討する。

2-2 連絡体制

発災時の連絡体制は以下のとおりとし、文化財所有者からの報告は市町文化財主管課で取りまとめ、各市町からの報告は県教委文化財課が総括を行い、対策を講ずる基礎資料とする。また、国指定等に関するものは、県教委文化財課から文化庁へ報告を行う。



2-3 県及び市町間の相互応援

兵庫県は、近畿等関係府県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、鳥取県）と、南海トラフ巨大地震など、近畿圏の広域を対象とした大規模災害に対応するため、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している。文化財分野においては、災害発生時の初動期に発生する人的不足を支援することを目的に、「文化財の被災調査に関する要領」を定めるとともに、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」（平成30年）において、広域災害時の実働にかかる留意点等を整理し、必要な情報の共有を進めている。

大規模災害が発生した際には、この協定に基づき相互に応援を行うこととしており、応援が必要であると判断した場合、県は関西広域連合に対して、応援要請の手続きを速やかに行う。協議連絡については、応援主管府県（兵庫県の場合、大阪府）を窓口で文書にて行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により県教委文化財課長から応援主管府県の文化財主幹課長に対して要請を行い、後に速やかに所定の手続きを行う。

市町間の相互応援に関しては、近隣自治体間による連携に基づくほか、県内各市町の状況を鑑み県教委文化財課が調整を図る。

（応援要請の判断基準）

被災文化財数量が少量か多量か
被災地域が局地的か広範囲か
被災地域に文化財が集中しているか否か

自府県では対応不能 → 応援要請

応援主管府県等

被災府県	応援主管府県	応援副主管府県
福井県	滋賀県	京都府
三重県	滋賀県	奈良県
滋賀県	京都府	三重県
京都府	大阪府	福井県
大阪府	兵庫県	奈良県
兵庫県	大阪府	徳島県
奈良県	大阪府	京都府
和歌山県	大阪府	徳島県
徳島県	兵庫県	和歌山県
鳥取県	徳島県	兵庫県

※「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」（平成30年）より

3 各種災害への対応

3-1 火災

特に大きな被害が想定される文化財

建造物・美術工芸品・有形民俗文化財・史跡（建造物）・名勝・天然記念物（植物）・
伝統的建造物群保存地区・文化的景観（建造物）・文献史料（古文書）

火災による被害は、焼失、焼損および、消火活動に伴う水損が想定される。火災が万が一発生した場合は、早期発見、早期消火を行い、被害を最小限に留めることが最も大切である。そこで、火災が発生した際の行動について流れを確認する。

発災から修理・復旧までの流れ



凡例： 所有者等の対応 文化財部局の対応

3-2 地震

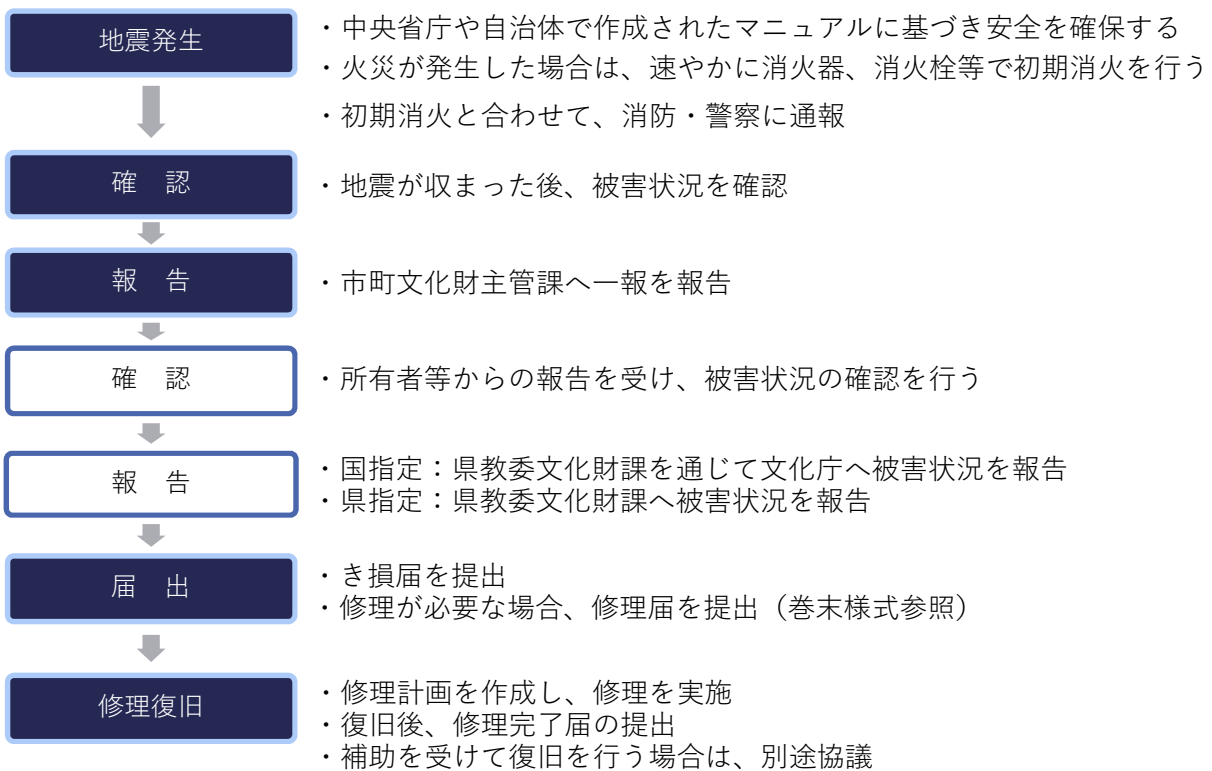
特に大きな被害が想定される文化財

建造物・美術工芸品・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群保存地区・文化的景観

地震による被害は、建造物の破損、倒壊、美術工芸品の転倒、史跡・名勝・天然記念物のき損等が想定される。また文化財を保管している施設への被災など、間接的な被災が大きな影響を及ぼすことがある。そして、地震による破損はもとより、火災、津波、土砂災害等など、複合的に引き起こされる災害にも注意が必要である。

本項では、地震発生後の対応について流れを確認する。

発災から修理・復旧までの流れ



凡例： 所有者等の対応 文化財部局の対応

被災した文化財のなかでも、特に屋外にある建造物、工作物の類いについては、破損を放置しておくことさらなる破損や、崩落等による危険が生じる恐れがある。このため、復旧までの間、風雨に対する養生や、域内への侵入を防止するバリケードなどの対策を講じることが必要である。また美術工芸品は盗難等の恐れもあるため、移動可能な物は安全な場所へ移すなど、対策が必要である。

文化財担当者には、所有者に対する適切な助言・指導が求められる。また、激甚災害*が発生した場合は、別途、市町文化財主管課、県教委文化財課、文化庁とで対応を協議する。

*著しい災害のうち、被災地域等に財政援助等を特に必要とするもので、いわゆる激甚災害法に基づいて政令で指定される。

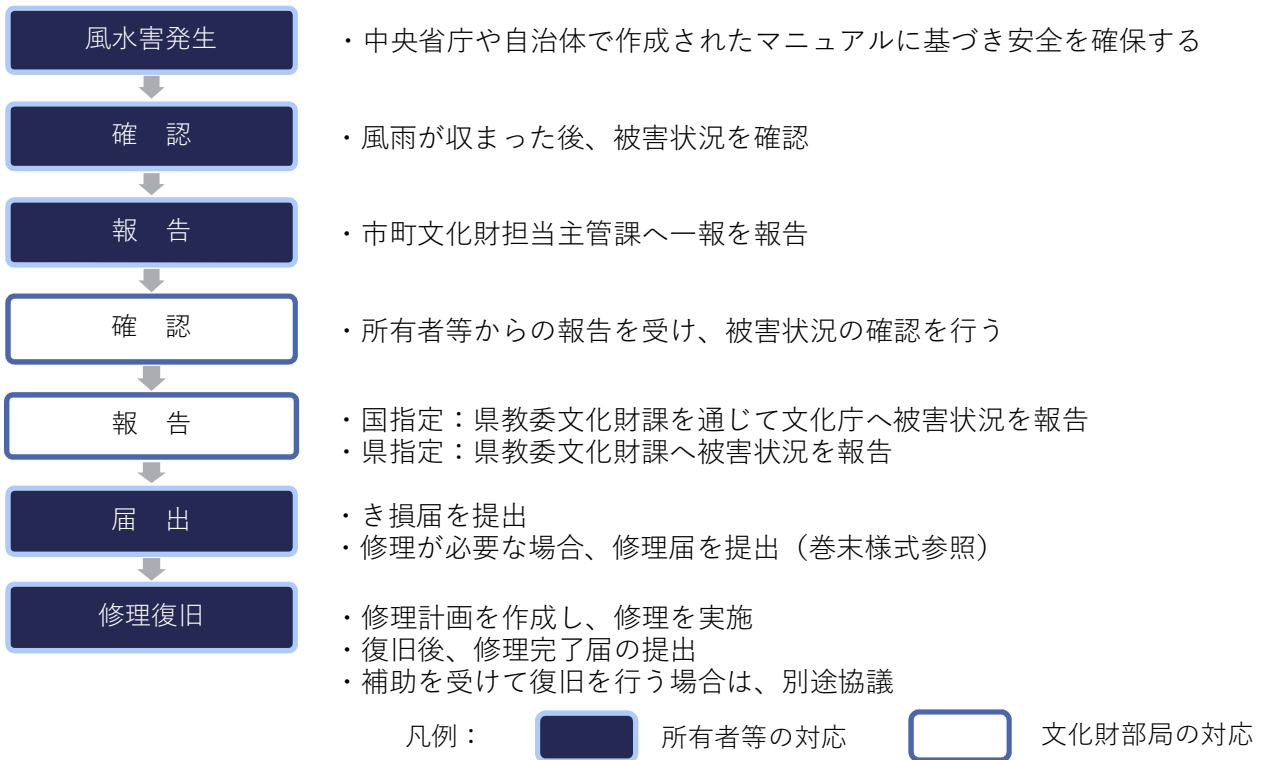
3-3 風水害

特に大きな被害が想定される文化財

建造物・美術工芸品・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群保存地区・
文化的景観・文献資料

風水害は、台風や大雨に伴う洪水、強風、高潮が考えられ、これによりもたらされる顕著な被害として、建造物の破損・浸水、美術工芸品や紙資料の水損、史跡・名勝・天然記念物の土砂災害等が想定される。特に近年、勢力が巨大なスーパー台風や、線状降水帯を伴う豪雨災害が頻繁に発生しており、災害がより身近なものとなっている。本項では、風水害発生後の対応について流れを確認する。

発災から修理・復旧までの流れ



風水害は、地震と異なり、天気予報や自治体発行のハザードマップである程度の事前予測が可能であるため、災害発生の想定に基づく事前対策が有効である。建造物であれば屋根や雨戸の点検や土嚢での浸水対策、動産文化財であれば浸水しない場所への移動、天然記念物等の樹木の適切な剪定など、実施可能なものであれば事前の対応を検討する。また、水損した古文書等の文献史料が災害ゴミとして遺棄される危険性があるため、古文書が保管されている土蔵や倉庫が浸水被害に遭った場合は、文化財所有者に遺棄しないよう要請し、専門機関（歴史資料ネットワーク等）に対して復旧に向けた支援を要請することが望ましい。また、激甚災害が発生した場合は、別途、市町文化財主管課、県教委文化財課、文化庁とで対応を協議する。

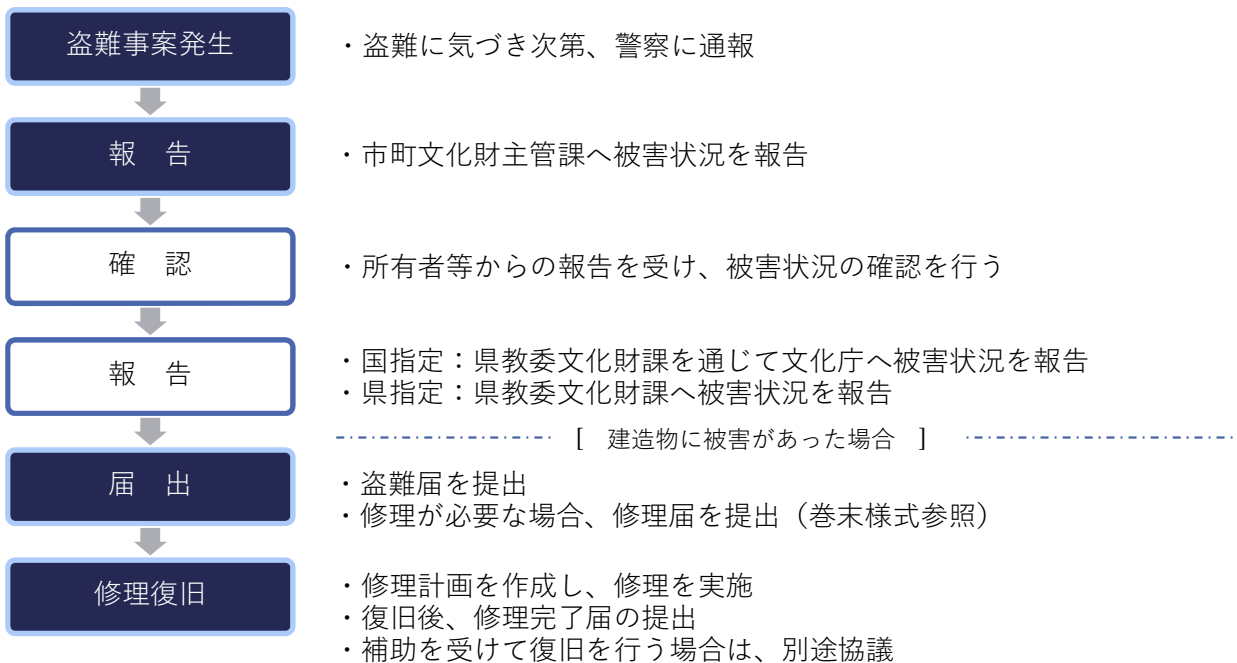
3-4 盗難・盗掘

特に大きな被害が想定される文化財

建造物・美術工芸品・有形民俗文化財（民具等）・史跡名勝天然記念物（盗掘）・埋蔵文化財・文献史料

盗難は、地震や台風といった自然災害と異なり、人為的な犯罪行為によってもたらされる。これによる被害は、美術工芸品等の盗取が主なものになるが、このほか、侵入による建造物の破損も想定される。近年、無住の堂に安置された仏像等の盗難や、組織的な窃盗団による盗難事件、天然記念物の盗掘なども発生している。本項では、盗難事案発生後の対応について流れを確認する。

発災から修理・復旧までの流れ



凡例： 所有者等の対応 文化財部局の対応

本項では指定文化財が盗難被害に遭った際の手続き等の手順を記した。しかし、多発する盗難被害は、指定文化財に限ったことではない。むしろ、無住の堂に安置されている仏像や、小さく運び出しやすそうな未指定の像の窃盗、古墳や廃寺跡などでの埋蔵文化財の盗掘など、普段警戒が薄いものが被害に遭う恐れが大きい。盗難に対しては、“盗られない、盗らせない”、“盗られても取り返す”ことが重要である。そのため、事前の防犯対策（施錠、センサー、カメラ）、地元自治会や文化財保護指導員などによる定期的な確認や巡回等を行うこと、また安置・保管されている物品のリスト化（写真、寸法計測、特徴の把握等）といった対策が必要である。特に物品のリスト化は、窃盗犯が捕まり、押収された物品が返還される際に、証拠として有効である。また、文化財の海外流出の可能性もあるため、被害発覚後は速やかな対応が必要である。

4 被災後の文化財の取扱い

4-1 被災状況の報告

・被害状況の報告

自然災害で国指定文化財に被害が発生した場合、以下の表に被害状況を記載して文化庁に報告する必要があります。本表は、台風や豪雨が予想される際に、事前に文化庁から県を通じて注意喚起とともにエクセルデータ（下表及び5 様式集参照）で配布される。前述の文化庁、県教委文化財課への報告の際には、電話で一報をするとともに、この様式を使用して報告を上げることとなる。

また補助を受けて復旧を行うことが想定される場合、災害復旧予算を確保しなければならないため、被害額と総事業費の概算額を早急に算出する必要があります。ただし、国登録文化財については、災害復旧であっても工事費に対する補助がないのが実状である。

なお、県指定文化財についてもこれに準じて報告を求め、今後の対応に向けた基礎資料とする。

速やかに状況を把握する **+** いち早く報告 **=** 災害対応の第一歩

自然災害等による被害状況について(被害概要)

【個票: 物的被害_文化財等】

記入者氏名(内線)
平成26年●月●日●時●分現在

※第2回めの報告以降に更新・修正した箇所は赤字で記入して下さい。

施設被害(件)																
国宝(建造物)	重要文化財(建造物)	登録有形文化財(建造物)	国宝(美術工芸品)	重要文化財(美術工芸品)	登録有形文化財(美術工芸品)	特別史跡	史跡	特別名勝	名勝	特別天然記念物	天然記念物	伝統的建造物群	重要有形民俗文化財	登録有形民俗文化財	その他	合計
2	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	1	2	1	12

都道府県名	市町村名	被害物件	種別	被害状況	被災度区分	被害額(概算)	現在の対応状況	国庫補助要望の有無	総事業費	補助額	補助事業実施時期
		〇〇	国宝(建造物)	ドリップダウンから種別を選択			調査中の場合は「調査中」と記載。				
		〇〇	重文(建造物)								
		〇〇	国宝(建造物)								
		〇〇	国宝(美工品)								
		〇〇	登録(有民)	被害概要は被害範囲がわかるように、具体的な数量等できるだけ詳細に記入すること。							
		〇〇	登録(美工品)								
		〇〇	史跡								
		〇〇	天然								
		〇〇	登録(有民)								
		〇〇	重民								
		〇〇	登録								
		〇〇	特天								
		〇〇	その他	建物の被害は、「全壊」「半壊」「大破以下」のいずれかを選択。※調査中の場合は「調査中」を選択。 その他の被害は、「工作物」、「土地」、「設備」のいずれかを選択。							

※被害物件、市町村名にはフリガナを振ってください。
※被害は、文化財の指定・登録ごとにあげてください。所在地が複数にまたがる場合は、市町村欄に住所を並記してください。

4-2 被災文化財の保護・修復

1 破損状況確認

被災を受けた後、文化財所有者はこれを復旧しなければならない。復旧をするにあたり、より詳細な破損状況の確認が必要である。文化財所有者は、市町文化財主管課の協力のもと、専門業者に依頼し、破損箇所の再確認、復旧方法の検討を行う。

2 関係行政機関との協議

復旧にあたって、文化財所有者は関係行政機関との協議が必要である。市町指定であれば市町文化財主管課、県指定であれば市町文化財主管課と県教委文化財課、国指定であれば市町文化財主管課と県教委文化財課に文化庁を含めて協議を行う。

復旧にあたって、自力での復旧が困難な場合、指定文化財であれば補助を受けて復旧することが可能である。この場合、早急に準備をする必要があるため、関係行政機関と速やかに協議を行う。

3 復旧計画作成

復旧にあたっては、復旧計画作成が必要である。実際は、文化財所有者が独力でこれを作成することは困難であると考えられるため、専門業者と関係行政機関からの助言等により、復旧計画を作成することが想定される。さらに専門的な知見が必要な場合、有識者の意見を聴く機関（修理委員会等）を設けることも必要である。

4 事業化・実施

関係行政機関との協議が整うと、補助事業として復旧を行う。事業の流れは以下のとおりである。事務手続きについては、文化財所有者だけでは困難な場合が多いため、市町文化財主管課も文化財所有者を支援して事業を円滑に進められるよう努める。



※単年度の流れを示す。複数年にまたがる場合は、この繰り返し。

災害復旧事業の流れ

4-3 法令上の手続き

1 滅失・き損等の届

国指定文化財が地震や台風などの災害で破損やき損、盗難等が生じた場合、この事実を知った日から10日以内に、文化財所有者等が「(滅失、き損、亡失、盗難)の届」を提出する(5様式集参照)。破損やき損の事実が判明した際は、まず文化財所有者等から市町文化財主管課に報告し、県教委文化財課を通じ文化庁へ応急処置の方法や手続きについて相談する。

県指定文化財も同様に、10日以内に文化財滅失等届出書(様式第13号)を提出する。

2 修理届・復旧届

国指定有形文化財を修理しようとする場合は、修理の30日前までに、「修理届」を文化財所有者(または管理者)が提出する。その際、市町文化財主管課、県教委文化財課を通じて文化庁に相談し、必要な手続きを行う。また、史跡名勝天然記念物については同様に「復旧届」を提出する(5様式集参照)。その際、元の状態に戻すだけでなく、何らかの整備を行う場合には、現状変更の許可申請が必要となる。

県指定文化財を修理しようとする場合も同様に、市町文化財主管課から県教委文化財課に相談する。そのうえで、「修理の届出」(様式第15号)の提出等必要な手続きを行う。

また、修理の際は、一定の知識や技量を持った修理技術者に任せるようにする。修理が完了したら、速やかにその報告を行う。

3 その他の法令手続き

過去の激甚災害においては、急を要さない手続きは省略したことがある。

例) 阪神・淡路大震災の激甚災害指定地区



法令上の手続き

(表3) 国指定文化財の法令上の手続一覧

分類	項目	期日	条番号	備考
有形（建造物・美工）	滅失・き損等に関する届出	発見後 10 日以内	第 33 条	
	修理の届出	修理着手 30 日前	第 43 条の 2	
登録有形（建造物・美工）	滅失・き損等に関する届出	発見後 10 日以内	第 61 条	
有形民俗	滅失・き損等に関する届出	発見後 10 日以内	第 80 条	第 33 条を準用
登録有形民俗	滅失・き損等に関する届出	発見後 10 日以内	第 90 条	第 61 条を準用
史跡名勝天然記念物	滅失・き損等に関する届出	発見後 10 日以内	第 118 条（管理団体） 第 120 条（所有者）	第 33 条を準用
	復旧の届出	修理着手 30 日前	第 127 条	
文化的景観	滅失・き損に関する届出	発見後 10 日以内	第 136 条	

(表4) 県指定文化財の法令上の手続一覧

分類	項目	期日	条番号	備考
有形（建造物・美工）	滅失・き損等に関する届出	発見後 10 日以内	第 9 条	
	修理の届出	修理着手 30 日前	第 11 条	
登録有形（建造物）	滅失・き損等に関する届出	発見後 10 日以内	第 19 条の 6	第 9 条を準用
有形民俗	滅失・き損等に関する届出	発見後 10 日以内	第 30 条	第 9 条を準用
史跡名勝天然記念物	滅失・き損等に関する届出	発見後 10 日以内	第 33 条	第 9 条を準用
	修理の届出	修理着手 30 日前	第 33 条	第 11 条を準用

文化財保護法

第三章 有形文化財

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(登録有形文化財の滅失、き損等)

第六十一条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第五章 民俗文化財

(重要有形民俗文化財の管理)

第八十条 重要有形民俗文化財の管理には、第三十条から第三十四条までの規定を準用する。

(登録有形民俗文化財)

第九十条 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

3 前二項の規定により登録された有形の民俗文化財（以下「登録有形民俗文化財」という。）については、第三章第二節（第五十七条及び第六十七条の二から第六十七条の七までの規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項及び第六十五条第一項中「三十日前」とあるのは「二十日前」と、第六十四条第一項ただし書中「維持の措置若しくは非常

災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは「文部科学省令で定める場合」と読み替えるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(管理団体による管理及び復旧)

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(滅失又はき損)

第百三十六条 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

兵庫県文化財保護条例

第2章 有形文化財

第1節 指定有形文化財

(滅失等の届出)

第9条 指定有形文化財の所有者又は管理者は、指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その事実を知った日から10日以内に、県委員会に届け出なければならない。

(修理の届出)

第11条 指定有形文化財の所有者又は管理者は、指定有形文化財を修理しようとするときは、修理に着手しようとする日の30日前までに、県委員会に届け出なければならない。ただし、次条の規定により許可を受けなければならない場合は、この限りでない。

(現状の変更等の制限)

第12条 指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、県委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については規則で定める維持の措置又は非常災害のため必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微なときは、この限りでない。

第2節 登録有形文化財

(準用規定)

第19条の6 第6条から第11条まで、第13条から第15条まで、第18条及び第19条の規定は、登録有形文化財について準用する。この場合において、第11条ただし書中「次条の規定により許可を受けなければならない場合」とあるのは、「第19条の4第1項の規定により届け出なければならない場合」と読み替えるものとする。

第4章 民俗文化財

(準用規定)

第30条 第6条から第11条まで、第13条から第15条まで及び第17条から第19条までの規定は、指定有形民俗文化財について準用する。

第5章 史跡名勝天然記念物

(準用規定)

第33条 第6条から第9条まで、第11条から第16条まで、第18条及び第19条の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。

兵庫県文化財保護条例施行規則

(滅失等の届出)

第 10 条 条例第 9 条 (条例第 19 条の 6、第 30 条及び第 33 条において準用する場合を含む。)の規定による指定有形文化財、登録有形文化財、指定有形民俗文化財又は指定史跡名勝天然記念物の滅失等の届出は、様式第 13 号によるものとする。

2 前項に規定する届出書には、滅失、亡失及び衰亡の場合にあつては指定書又は登録証を、き損の場合にあつては当該き損の箇所の写真又は図面を添付しなければならない。

(修理の届出)

第 12 条 条例第 11 条 (条例第 19 条の 6、第 30 条及び第 33 条において準用する場合を含む。)の規定による指定有形文化財、登録有形文化財、指定有形民俗文化財又は指定史跡名勝天然記念物の修理の届出は、様式第 15 号によるものとする。

2 前項に規定する届出書には、設計図及び設計仕様書並びに修理しようとする箇所の写真又は見取図を添付しなければならない。

5 様式集

国指定

法第 33 条関係	国宝又は重要文化財の（滅失、き損、亡失、盗難）届について
法第 43 条の 2 関係	国宝又は重要文化財の修理届について
法第 61 条関係	登録有形文化財の（滅失、き損、亡失、盗難）届について
法第 80 条関係	重要有形民俗文化財の（滅失、き損、亡失、盗難）届について
法第 90 条関係	登録有形民俗文化財の（滅失、き損、亡失、盗難）届について
法第 118 条 ・第 120 条関係	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の（滅失、き損、亡失、盗難）届について
法第 127 条関係	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧届について
法第 136 条関係	重要文化的景観の（滅失、き損）届について

県指定

様式第 13 号	文化財滅失等届出書
様式第 15 号	文化財修理届出書

自然災害等による被害状況について（被害概要）

令和 年 月 日

文化庁長官殿

申請者
住所（所在地）
代表者氏名

国宝又は重要文化財の（滅失、き損、亡失、盗難）届について

文化財保護法第 33 条の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記）
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損等の事実の生じた日時及び場
- 8 滅失、き損等事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損等の原因、並びにき損の場合はその箇所及び程度
- 10 滅失、き損等の事実を知った日
- 11 滅失、き損等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

令和 年 月 日

文化庁長官殿

申請者
住所(所在地)
代表者氏名

国宝又は重要文化財の修理届について

下記のとおり修理をしたいので、文化財保護法第 43 条の 2 第 1 項の規定により、届け出いたします。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 修理を必要とする理由
- 8 修理の内容及び方法
- 9 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なる時は、現在の所在の場所
- 10 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 11 修理の着手及び終了の予定時期
- 12 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 13 その他参考となるべき事項

令和 年 月 日

文化庁長官殿

申請者
住所（所在地）
代表者氏名

登録有形文化財の（滅失、き損、亡失、盗難）届について

文化財保護法第 61 条の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 9 滅失、毀損等の事実を知った日
- 10 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

令和 年 月 日

文化庁長官殿

申請者
住所（所在地）
代表者氏名

重要有形民俗文化財の（滅失、き損、亡失、盗難）届について

文化財保護法第 80 条の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記）
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損等の事実の生じた日時及び場
- 8 滅失、き損等事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損等の原因、並びにき損の場合はその箇所及び程度
- 10 滅失、き損等の事実を知った日
- 11 滅失、き損等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

令和 年 月 日

文化庁長官殿

申請者
住所（所在地）
代表者氏名

登録有形民俗文化財の（滅失、き損、亡失、盗難）届について

文化財保護法第 90 条の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 9 滅失、毀損等の事実を知った日
- 10 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

令和 年 月 日

文化庁長官殿

申請者
住所（所在地）
代表者氏名

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の（滅失、き損、亡失、盗難）届について

文化財保護法第 118 条（第 120 条）の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 8 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 10 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 11 滅失、き損等の事実を知った日
- 12 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

添付書類

き損の状態を示すキャビネ型写真及び図面

令和 年 月 日

文化庁長官殿

申請者
住所（所在地）
代表者氏名

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧届について

下記のとおり復旧をしたいので、文化財保護法第 127 条第 1 項の規定により、届け出いたします。

記

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 8 復旧を必要とする理由
- 9 復旧の内容及び方法
- 10 復旧の着手及び終了の予定時期
- 11 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 12 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 設計仕様書
- 2 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 3 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

令和 年 月 日

文化庁長官殿

申請者
住所（所在地）
代表者氏名

重要文化的景観の（滅失、き損）届について

文化財保護法第 136 条の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 重要文化的景観の名称
- 2 選定年月日
- 3 重要文化的景観の所在地
- 4 選定の申出を行った都道府県又は市町村
- 5 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 6 滅失又はき損の事実の生じた日時
- 7 滅失又はき損の事実の生じた当時における管理の状況
- 8 滅失又はき損の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 9 き損の場合は、き損の結果当該重要文化的景観がその保存上受ける影響
- 10 滅失又はき損の事実を知った日
- 11 滅失又はき損の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

添付書類

滅失又はき損の状態を示すキャビネ型写真及び図面

文化財滅失等届出書

令和 年 月 日

兵庫県教育委員会様

届出者 住 所

氏 名

文化財が滅失（き損・亡失・衰亡）しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名 称 員 数
- 2 指定書（登録証）記号番号
- 3 文化財の種別 指定有形文化財 登録有形文化財 指定有形民俗文化財
指定史跡名勝天然記念物
- 4 所在場所
- 5 滅失（き損・亡失・衰亡）の年月日（事実を知った年月日）
- 6 滅失（き損・亡失・衰亡）の状況及びとられた措置
- 7 指定史跡名勝天然記念物の場合にあつては、き損の結果、当該物件の保存上受ける影響
- 8 その他参考事項

（注）1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 「文化財の種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。

文化財修理届出書

令和 年 月 日

兵庫県教育委員会様

届出者 住 所
氏 名

文化財を修理しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名 称 員 数
- 2 指定書（登録証）記号番号
- 3 文化財の種別 指定有形文化財 登録有形文化財 指定有形民俗文化財
指定史跡名勝天然記念物
- 4 所在場所
- 5 所有者の氏名及び住所
- 6 管理者の氏名及び住所
- 7 修理の理由
- 8 修理の概要
- 9 修理の着手及び終了の予定年月日
- 10 修理施行予定者の氏名及び住所
- 11 その他参考事項

（注）1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 「文化財の種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。

台風〇〇号による被害状況について(被害概要)
【個票: 物的被害_文化財等】

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分現在

施設被害(件)																			
国宝 (建造物)	重要文化財 (建造物)	登録有形文化財 (建造物)	国宝 (美術工芸品)	重要文化財 (美術工芸品)	登録有形文化財 (美術工芸品)	特別史跡	史跡	特別名勝	名勝	特別 天然記念物	天然記念物	文化的景観	登録記念物	伝統的 建造物群	重要有形民俗 文化財	登録有形民俗 文化財	その他	合計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単位: 千円																			
都道府県名	市町村名	被害物件	種別	被害状況				被災 区分	被害額 (概算)	現在の対応状況	国庫補助要望 の有無	総事業費	補助額	補助事業実 施時期					

※被害物件、市町村名にはフリガナを振ってください。
※被害は、文化財の指定・登録ごとにあけてください。所在地が複数にまたがる場合は、市町村欄に住所を並記してください。

6 参考資料 (URL)

1 文化庁 様式・手引き等

国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者のための手引き

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_bijutsukogei/pdf/shoyusha_tebiki.pdf



国宝・重要文化財（美術工芸品）の管理および届出等について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_bijutsukogei/kanri_todokede/index.html



重要文化財の修理の届出

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_bijutsukogei/kanri_todokede/pdf/r1421305_10.pdf



重要文化財の滅失・毀損・亡失・盗難の届出

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_bijutsukogei/kanri_todokede/pdf/r1421305_12.pdf



文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/bunkazai_bosai.html



重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/kenzobutsu_bosai/pdf/sougoubousai_h2104.pdf



重要文化財（建造物）の防災対策について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/kenzo_bosai.html



文化財防災ウィール（発行：文化庁）

https://www.bunka.go.jp/earthquake/taio_hoho/pdf/jyoho_03.pdf



文化財のチェックリストについて（防火・防犯対策チェックリスト）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/check_list.html



2 県内各地の防災施設

人と防災未来センター（神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2／tel 078-262-5050）

<http://www.dri.ne.jp/>



兵庫県広域防災センター（三木市志染町御坂 1 -19／tel 0794-87-2920）

<https://www.fire-ac-hyogo.jp/>



—神戸・阪神地区—

神戸市消防局神戸市民防災総合センター

（神戸市北区ひよどり北町 3 丁目 2 / tel 078-743-3771）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86585/bosai/shobo/outline/center/index.html>



尼崎市防災センター（尼崎市昭和通 2 丁目 6-75 / tel 06-6481-0119）

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/map/1000375/1000389/1000459.html>



伊丹市防災センター（伊丹市千僧 1 丁目 1 - 1 / tel 072-784-8166）

http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/KIKIKANRI/ITAMISI_BOSAI/1406251203330.html



—東播磨地区—

明石市防災センター（明石市藤江 924 番地の 8 / tel 078-918-5910）

<http://akashi-fd.jp/center/>



加古川市防災センター（加古川市加古川町友沢 137-1 / tel 079-423-0119）

https://www.city.kakogawa.lg.jp/kurashi/syobo_kyukyu/bousaisenta/kakogawasibousai/1417673513734.html



—北播磨地区—

小野市防災センター（小野市王子町 809 番地 / tel 0794-63-0119）

<https://www.city.ono.hyogo.jp/1/8/21/8/>



—中播磨地区—

ひめじ防災プラザ（姫路市三左衛門堀西の町 3 / tel 079-223-9977）

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/category/2-12-1-7-0-0-0-0-0-0.html>



—西播磨地区—

宍粟防災センター（宍粟市山崎町鹿沢 65 番地 3／tel 0790-63-2000）

<https://www.city.shiso.lg.jp/shisetsu/bosai/1386562919504.html>



—但馬地区—

豊岡市役所 日高総合支所円山川防災センター（豊岡市日高町西芝／tel 0796-43-2511）

出石川防災センター（いずし古代学習館）（豊岡市出石町袴峡 380-1／tel 0796-52-7100）

朝来市防災センター（朝来市和田山町枚田 609 番地／tel 079-672-6010）

—淡路地区—

洲本市防災センター 鳥飼会館（洲本市五色町鳥飼浦 1918-1／tel 0799-34-0303）

洲本市防災センター 都志会館（洲本市五色町都志 282／tel 0799-33-0173）

福良港津波防災ステーション（南あわじ市福良甲 1528-4／tel 0799-50-2381）

<http://www.tsunami-bousai.info/>



南あわじ市 湊防災センター（南あわじ市湊 1332／tel 0799-36-5990）

南あわじ市 緑防災センターしづおり館・倭文公民館（南あわじ市倭文庄田 204／tel 0799-46-0001）

北淡震災記念公園（淡路市小倉 177 番地／tel 0799-82-3020）

<http://www.nojima-danso.co.jp/>



3 調査・復旧に関する援助機関

文化財全般：

文化財防災ネットワーク

<https://ch-drm.nich.go.jp/>



古文書等紙資料：

歴史資料ネットワーク

<http://siryo-net.jp/>



建造物：

（公財）文化財建造物保存技術協会

<http://www.bunkenkyo.or.jp/>



建造物：

（一財）建築研究協会

<http://www.kenkyo.org/>



建造物：

ひょうごへリテージ機構 H²O

<http://hyogoheritage.org/>



美術工芸品：

県立歴史博物館

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~rekihaku-bo/>



美術工芸品：

京都国立博物館

<https://www.kyohaku.go.jp/>



美術工芸品：

奈良国立博物館

<https://www.narahaku.go.jp/>



4 その他

ひょうご防災ネット・ひょうごEネット

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk40/pa20_000000001.html



兵庫県地域防災計画

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/hyougokenchiikibousaikeikaku.html>



「動画で学ぶ 被災資料の応急処置方法を 学べる動画」(文化財防災ネットワーク)

<https://ch-drm.nich.go.jp/link/movie/>



連絡先リスト

文化財の名称、所有者（管理者）、緊急連絡先を事前に整理し、いざというときに備えましょう。

名 称	所有者・管理者	緊急連絡先	区分	種別

例

〇〇寺本堂他 5 棟	住職 〇〇 〇〇	078-000-0000／090-0000-0000	国指	建
------------	----------	----------------------------	----	---

区分：国指・国登・県指・県登・市町指 種別：建造物・美工・民俗・史跡・名勝・天然記念物

先ずはご一報ください

兵庫県教育委員会事務局文化財課連絡先

TEL 078-341-7711 (代表)

078-362-3783 (内：5766) (建造物・事務全般)

(内：5762) (美術工芸品・民俗文化財)

078-362-3784 (内：5763) (史跡名勝天然記念物)

(内：5764) (埋蔵文化財)

FAX 078-362-3927

E-mail bunkazai@pref.hyogo.lg.jp (組織)